

第14回 高砂市上下水道事業審議会

補足資料

令和4年4月22日



目 次

1. 前回の審議内容の確認について
2. 水道事業経営戦略について
3. パターンの追加について
4. 水量区画について
5. 基本水量について
6. 各パターンの総括について
7. 近隣市との料金比較

1. 前回の審議内容の確認について

1-1. 第13回の審議内容

	審議項目	審議内容
第13回 審議会	基本料金での固定費 回収割合	口径ごとの少量利用者への負担に配慮するため、 <u>固定費配分基準の比率を30%</u> で算定する。
	水量区画	水量区画を見直したシミュレーションを行い、第14回高砂市上下水道事業審議会で再度審議する。
	基本水量	口径ごとの少量利用者への負担に配慮するため、 <u>基本水量を設定</u> する。 ただし、各口径の基本水量の設定水量については、第14回高砂市上下水道事業審議会で再度審議する。
	逓増度	少量利用者から多量利用者までの全体のバランスを考慮したシミュレーションを行い、第14回高砂市上下水道事業審議会で再度審議する。
	各パターンの総括	水量区画、基本水量及び逓増度を踏まえて、第14回高砂市上下水道事業審議会で再度審議する。

1-2. 第11回及び第12回の審議内容

	審議項目	審議内容
第12回 審議会	総括原価方式	水道法施行規則第12条に基づき、 総括原価方式 で算定する。
	資産維持費	物価変動、施工基準の変更等に伴う費用不足分に対応し、適切な水道サービスを継続していくために、 資産維持率2% を目途に総括原価へ算入する。
	基本料金での固定費回収割合	第13回高砂市上下水道事業審議会でも再度審議する。
第11回 審議会	料金算定期間	水道法施行規則第12条に基づき、令和5年度から令和9年度までの 5年間 とし、5年に1度のペースで料金の見直しを議論するべきである。
	用途別料金体系	負担の公平性や基本料金での固定費の回収を高めるために、家事用、営業用については、用途別料金体系から 口径別料金体系 に見直す。 ただし、公衆浴場用、船舶用、臨時用については、引き続き用途別料金体系とする。
	地域別料金体系	高砂市と加古川市米田町は同一水源から算出される水道料金のため、法律遵守で定めていく。 ただし、現在同一給水区域でありながら高砂市と加古川市米田町では水道料金が異なっている経緯について、高砂市で検証していく必要がある。

1-3. 第13回審議会後の意見について

- 水道料金改定のシミュレーションの結果、高砂市としては逓増度を下げることを優先としているのか？

⇒ 経営の安定化の観点から少量利用者から多量利用者までの全体のバランスを考慮したシミュレーションを行っています。

- 今後、必要な設備投資の額は？

⇒ 本補足資料の水道-5から水道-8にかけて説明させていただきます。
(第9回高砂市上下水道事業審議会より)

- 水道料金値上げによる収入の増額は？

⇒ 本補足資料の水道-9で説明させていただきます。
(第10回高砂市上下水道事業審議会より)

2. 水道事業経営戦略について

2-1. 投資目標

安全・安心な水を安定的に供給することを目的として、効率的に施設整備を実施する。

【投資にあたっての設定値】

○米田水源地の沈殿池・ろ過池の耐震化率

米田水源地の沈殿池・ろ過池の耐震化率(0%:R1)⇒(100%:R9)

○米田水源地のダウンサイジング(規模縮小)

計画浄水量(既設:83,000m³/日:S57)⇒(再構築:36,200m³/日:R9)

※計画浄水量は兵庫県水道用水の受水量を除いた数値

○管路耐震化率

配水本管の耐震化率(2.5%:R1)⇒(15%:R12)

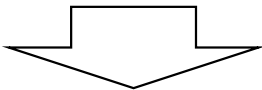
2-2. 今後の実施事業について

対象事業	期間	金額(百万円)	備考
米田水源地再構築事業	R6～R9	4,990	沈殿池・ろ過池等
米田水源地調整池改修事業	R3～R12	674	6箇所中4箇所
米田水源地設備更新事業	R3～R12	838	取水ポンプ・電気設備等
配水本管更新事業	R3～R12	2,130	Φ400mm～Φ1000mm
配水支管更新事業	R3～R12	1,730	Φ350mm以下
鉛給水管更新事業	R3～R12	500	Φ13mm、Φ20mm
合 計		10,862	

※第9回高砂市上下水道事業審議会 水道－24より

2-3. 投資・財政収支計画(当初試算結果 料金改定なし)

- ◇水道事業経営に係る課題
- ・人口減少や節水機器による水道料金収入の減少
 - ・水道施設の老朽化の進行



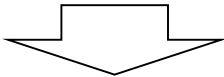
◇投資・財政計画の当初試算結果
計画期間(令和3年度～令和12年度)内において、令和7年度に収支ギャップ(赤字)が生じる。
また、令和5年度に当年度末内部留保資金が不足となる。

	R1年度	R2年度		R5年度		R7年度		R12年度	備 考
当年度純利益 (千円)	110,535	36,398	～	34,323	～	△41,030	～	△185,965	R7年度に赤字発生
当年度末 内部留保資金 (千円)	910,953	765,909		△489,896		△1,438,821		△3,914,382	R5年度に資金不足発生

※第9回高砂市上下水道事業審議会 水道－25より

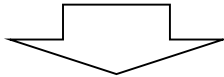
2-4. 投資・財政収支計画(見直し後 30%料金改定)

- ◇投資の合理化及び料金水準の適正化
- ・投資事業の優先順位の見直し
 - ・起債充当率の見直し
 - ・令和5年度に水道料金を30%の引き上げ



◇投資・財政計画の見直し後の試算結果
計画期間(令和3年度～令和12年度)内において、収支ギャップ及び当年度末内部留保資金の不足は解消される。

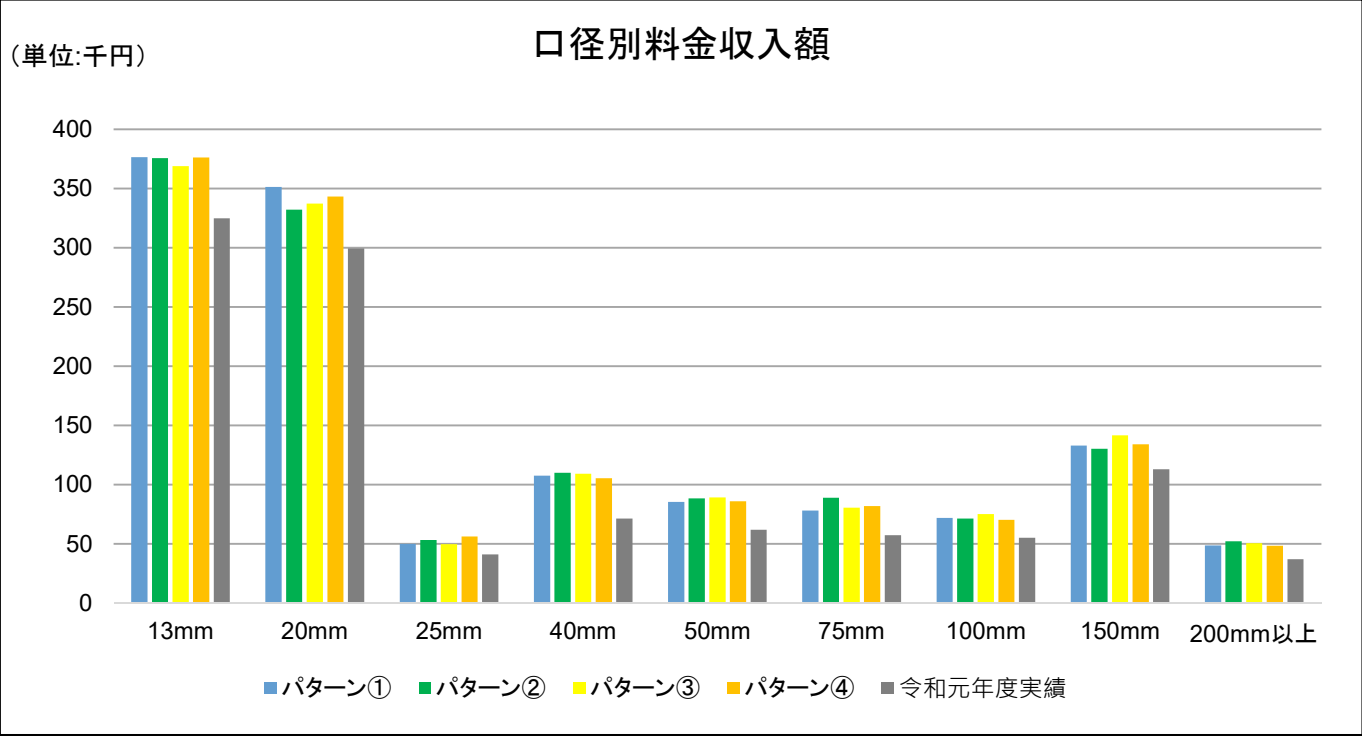
	R1年度	R2年度		R5年度		R7年度		R12年度	備考
当年度純利益(千円)	110,535	36,398	～	351,510	～	269,888	～	119,070	R20年度に赤字発生(△1,781)
当年度末内部留保資金(千円)	910,953	765,909		175,010		400,127		165,936	R13年度に資金不足発生(△14,114)



- ・水道事業の持続可能な健全運営
- ・安心・安全な水の供給

水道法施行規則(第十二条第三項)より、水道料金は3年～5年までの間の適正な時期に見直しを行う。

2-5. 水道料金値上げによる料金収入額



(単位:千円)

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	令和元年度実績	パターン平均
13mm	376,265	375,564	368,781	376,212	324,701	374,206
20mm	351,218	332,051	337,065	343,139	299,449	340,868
25mm	49,862	53,147	49,652	56,185	41,044	52,212
40mm	107,528	109,793	108,968	105,440	71,144	107,932
50mm	85,191	88,270	89,091	85,887	61,805	87,110
75mm	77,964	88,937	80,386	81,763	57,103	82,262
100mm	71,871	71,252	75,064	70,238	55,176	72,106
150mm	132,743	130,116	141,596	134,025	112,799	134,620
200mm以上	48,461	51,971	50,499	48,213	37,059	49,786
合 計	1,301,103	1,301,103	1,301,103	1,301,103	1,060,280	1,301,103

※第10回高砂市上下水道事業審議会 水道－41より

3. パターンの追加について

3-1. パターン追加の検討手順について

- 第13回審議会の審議結果より水量区画や逓増度を見直しするため、第13回審議会の決定事項（固定費配分基準の比率30%や基本水量を設定）からパターン③を中心に再度検討を行った。

名称	水量区画	基本水量	逓増度	説明
パターン③	第13回審議会 提示案	あり (口径ごとに設定)	3.7	第13回審議会時に提示した料金体系
パターン③-1	第13回審議会 提示案から一部変更	あり (口径ごとに設定)	3.6	パターン③の水量区画を見直した料金体系
パターン③-2	第13回審議会 提示案から一部変更	あり (口径ごとに設定)	3.3	パターン③-1をさらに逓増度を低くした料金体系
パターン③-3	第13回審議会 提示案から一部変更	あり(一律)	3.5	パターン③-1の基本水量を一律にした料金体系
パターン③-4	第13回審議会 提示案から一部変更	あり (口径ごとに設定)	3.7	パターン③-1を全体的にバランス調整した料金体系

3-2. 全体のシミュレーションパターン

名称	固定費 配分基準	基本水量	基本料金収入 割合	逦増度	水量区画
現行料金	—	あり(一律)	26%	4.2	—
(参考)水道料金 算定要領ベース	40%	なし	20%	1.0	第13回審議会提示案
パターン①	40%	あり (口径ごとに設定)	40%	2.9	第13回審議会提示案
パターン②	40%	なし	40%	2.7	第13回審議会提示案
パターン③	30%	あり (口径ごとに設定)	32%	3.7	第13回審議会提示案
パターン③-1	30%	あり (口径ごとに設定)	32%	3.6	第13回審議会提示案 から一部変更
パターン③-2	30%	あり (口径ごとに設定)	32%	3.3	第13回審議会提示案 から一部変更
パターン③-3	30%	あり(一律)	32%	3.5	第13回審議会提示案 から一部変更
パターン③-4	30%	あり (口径ごとに設定)	32%	3.7	第13回審議会提示案 から一部変更
パターン④	30%	なし	32%	3.4	第13回審議会提示案

第13回審
議会での
指摘より
パターン
を追加

4. 水量区画について

4-1. 水量区画の考え方

■ パターン③の水量区画の考え方

- ・現行の家事用及び営業用の水量区画をベースに設定
- ・31-100m³までの水量区画は、家事用及び営業用の両方を加味して、31-80m³及び81-100m³で設定
- ・101-300m³の水量区画は、口径40mmの平均使用水量が137m³、口径50mmの平均使用水量が273m³であるため、101-200m³及び201-300m³で設定

■ パターン③-1 ～ ③-4の水量区画の考え方

- ・現行の家事用及び営業用の水量区画をベースに設定
- ・31-100m³までは、段階的に区画が広がるように設定
- ・101-300m³の水量区画は、口径40mmの平均使用水量が137m³、口径50mmの平均使用水量が273m³であるため、101-200m³及び201-300m³で設定

現行料金			料金改定案 (パターン③)		料金改定案 (パターン③-1 ~ ③-4)
家事用	営業用				
10m ³ 以下	10m ³ 以下	10	1-10m ³	10	1-10m ³
11 - 30m ³	11 - 30m ³	20	11-30m ³	20	11-30m ³
31 - 100m ³	31 - 80m ³	50	31-80m ³	30	31-60m ³
	81 - 300m ³	20	81-100m ³	40	61-100m ³
101m ³ 以上		100	101-200m ³	100	101-200m ³
	301m ³ 以上	100	201-300m ³	100	201-300m ³
				301m ³ 以上	

4-2. 水量区画の変更における影響

■ 水量区画の変更点:「31-80㎥」と「81-100㎥」を「31-60㎥」と「61-100㎥」に段階的に変更

【パターン③】

【家事用及び営業用】R1年度 給水件数実績

	10㎡以下	11～30㎡	31～80㎡	81～100㎡
13mm	53,242	73,274	13,232	50
20mm	22,844	64,524	15,366	77
25mm	1,515	1,842	1,153	102
40mm	364	370	357	98
50mm	88	69	155	21
75mm	35	23	44	17
100mm	20	7	0	3
150mm	0	0	0	0
200mm以上	0	0	0	0

料金改定案(パターン③)	
水量区画	従量料金単価
0－10㎡	0円/㎡
11－30㎡	105円/㎡
31－80㎡	135円/㎡
81－100㎡	160円/㎡

- ・61-80㎡の給水件数は全体の約0.4%
- ・61-80㎡の水量区画帯は移行により23円/㎡～30円/㎡高くなる。

【パターン③-1 ～ ③-4】

【家事用及び営業用】R1年度 給水件数実績

	10㎡以下	11～30㎡	31～60㎡	61～100㎡
13mm	53,264	73,276	12,933	349
20mm	22,821	64,522	14,927	516
25mm	1,515	1,842	973	282
40mm	364	370	258	197
50mm	89	69	111	65
75mm	35	23	35	26
100mm	20	7	0	3
150mm	0	0	0	0
200mm以上	0	0	0	0

61-80㎡の水量区画帯が81～100㎡の水量区画帯へ移行

料金改定案				
水量区画	従量料金単価			
	パターン③-1	パターン③-2	パターン③-3	パターン③-4
0－10㎡	0円/㎡	0円/㎡	0円/㎡	0円/㎡
11－30㎡	103円/㎡	115円/㎡	103円/㎡	103円/㎡
31－60㎡	134円/㎡	135円/㎡	131円/㎡	127円/㎡
61－100㎡	165円/㎡	160円/㎡	159円/㎡	158円/㎡

<考察結果>

31-100㎡の水量区画を段階的に変更した場合、61-80㎡の水量区画においては移行により従量料金単価が23円/㎡～30円/㎡高くなるが、給水件数は約0.4%と非常に少ないため、水量区画全体に及ぼす従量料金単価の値上げの影響は少ないと考えられる。

5. 基本水量について

5-1. 基本水量の考え方

■ 水需要予測(R5～R9)より考察

(単位：m³)

口径	10m³以下	11～30m³	31～60m³	61～100m³	101～200m³	201～300m³	301m³以上	合計
13mm	10,806,175	7,954,054	731,044	33,078	13,806	350	0	19,538,508
20mm	9,238,140	8,493,438	841,610	64,862	25,418	4,127	0	18,667,596
25mm	407,535	493,180	280,291	177,918	211,298	74,714	122,474	1,767,410
40mm	155,030	236,030	268,479	267,384	433,436	255,597	756,110	2,372,066
50mm	66,858	120,569	150,602	166,621	309,436	182,712	884,389	1,881,187
75mm	37,757	71,081	96,812	114,724	245,725	178,534	900,332	1,644,965
100mm	10,164	18,284	26,721	35,461	86,678	78,050	1,094,491	1,349,849
150mm	3,030	6,059	9,089	12,118	30,296	30,296	2,463,781	2,554,669
200mm	1,818	3,636	5,453	7,271	18,178	18,178	836,259	890,792
合計	20,726,507	17,396,330	2,410,102	879,437	1,374,271	822,558	7,057,837	50,667,042



＜考察結果＞

- ・使用水量が多い水量区画帯は、料金収入の影響を大きく受けるため、できるだけ従量料金単価を設定する必要がある。
- ・使用水量が少ない水量区画帯は、従量料金単価の設定をしても、料金収入の影響は少ない。
- ・使用水量が少ない水量区画帯で従量料金単価の設定をしなければ、少量利用者の負担感が緩和される効果がある。

★上記の考察結果を勘案すると口径ごとの基本水量の設定となる。

5-3. 近隣市の基本水量状況

口径	基本水量						
	高砂市 (現行)	高砂市 (料金改定案) (口径ごとの 基本水量の設定)	姫路市	明石市	加古川市	稲美町	播磨町
13mm	10m ³	10m ³	5m ³	5m ³	5m ³	10m ³	—
20mm							
25mm							
40mm		30m ³	10m ³	—	—	—	
50mm		60m ³	30m ³				
75mm		100m ³	50m ³				
100mm		200m ³	150m ³				
150mm		300m ³	300m ³				
200mm 以上							

6. 各パターンの総括について

6-1. 料金体系案について

名称	固定費 配分基準	基本水量	基本料金 収入割合	逓増度	水量区画	説 明
現行料金	—	あり(一律)	26%	4.2	—	逓増度が高い水準のため、多量利用者の負担に依存した料金体系である。
(参考)水道料金 算定要領ベース	40%	なし	20%	1.0	第13回審議会 提示案	逓増度が一定のため、少量利用者への負担が非常に高い。
パターン①	40%	あり (口径ごとに設定)	40%	2.9	第13回審議会 提示案	固定費配分基準が高いことにより、基本料金が高くなり、少量利用者の負担が高まるが、その分、多量利用者の負担が低くなる。
パターン②	40%	なし	40%	2.7	第13回審議会 提示案	固定費配分基準はパターン①と同じであるが、基本水量を設定しないことから、パターン①と比べて少量利用者の負担が高まる。一方で、多量利用者の負担は低くなる。
パターン③	30%	あり (口径ごとに設定)	32%	3.7	第13回審議会 提示案	パターン①②より固定費配分基準が低いため、上記より基本料金の負担が低くなる一方で、従量料金の単価が高くなる。これにより、多量利用者の負担が高くなる。
パターン③-1	30%	あり (口径ごとに設定)	32%	3.6	第13回審議会 提示案から一部変更	パターン③より逓増度を緩和しているため、全体的に少量利用者の負担は少し高まるが、多量利用者の負担は少し低くなる。
パターン③-2	30%	あり (口径ごとに設定)	32%	3.3	第13回審議会 提示案から一部変更	パターン③より逓増度を緩和しているため、全体的に少量利用者の負担は高まるが、多量利用者の負担は低くなる。
パターン③-3	30%	あり(一律)	32%	3.5	第13回審議会 提示案から一部変更	パターン③より逓増度を緩和し、基本水量を一律にしているため、特に口径40・50mmの少量利用者の負担が非常に高い。
パターン③-4	30%	あり (口径ごとに設定)	32%	3.7	第13回審議会 提示案から一部変更	パターン③の水量区画と異なるが、全体的な負担感は同じである。
パターン④	30%	なし	32%	3.4	第13回審議会 提示案	固定費配分基準はパターン③と同じであるが、基本水量を設定しないことから、パターン③と比べて少量利用者の負担が高まる。一方で、多量利用者の負担は低くなる。

6-2. 料金体系案(パターン③-1)

■ パターン③-1によりシミュレーションした結果は以下のとおり。

口径	基本水量	基本料金 (円/月)	従量料金(円/㎡)								
			10㎡以下	11～30 ㎡	31～60 ㎡	61～ 100㎡	101～ 200㎡	201～ 300㎡	301㎡ 以上		
13mm	10㎡ ³	700		103	134	165	196	226	255		
20mm	10㎡ ³	730									
25mm	10㎡ ³	950									
40mm	30㎡ ³	4,500		0							
50mm	30㎡ ³	8,000									
75mm	60㎡ ³	16,000									
100mm	100㎡ ³	37,000									
150mm	200㎡ ³	103,000									
200mm以上	300㎡ ³	126,000									

■ 水道事業経営戦略策定時の参考指標とした口径13mmで1カ月あたり20㎡を使用した場合の料金

基本料金(700円)＋従量料金(1,030円)＝**1,730円(税抜)** ※ 現行料金比(**+400円**、+30.1%)

従量料金の算出: 0円 × 10㎡ + 103円 × 10㎡ = 1,030円

■ 逦増度

従量料金最高単価(255円) ÷ 基本料金単価(70円) = **3.6**

基本料金単価: 基本料金(700円) ÷ 基本水量(10㎡) = 70円

6-3. 料金体系案(パターン③-2)

■ パターン③-2によりシミュレーションした結果は以下のとおり。

口径	基本水量	基本料金 (円/月)	従量料金(円/㎡)						
			10㎡以下	11～30 ㎡	31～60 ㎡	61～ 100㎡	101～ 200㎡	201～ 300㎡	301㎡ 以上
13mm	10㎡	700	0	115	135	160	185	210	230
20mm	10㎡	730							
25mm	10㎡	950							
40mm	30㎡	4,500		0	135	160	185	210	230
50mm	30㎡	8,000							
75mm	60㎡	16,000			135	160	185	210	230
100mm	100㎡	37,000							
150mm	200㎡	103,000							
200mm以上	300㎡	126,000							

■ 水道事業経営戦略策定時の参考指標とした口径13mmで1カ月あたり20㎡を使用した場合の料金

基本料金(700円)＋従量料金(1,150円)＝**1,850円(税抜)** ※ 現行料金比(**+520円**、+39.1%)

従量料金の算出: 0円 × 10㎡ + 115円 × 10㎡ = 1,150円

■ 逦増度

従量料金最高単価(230円) ÷ 基本料金単価(70円) = **3.3**

基本料金単価: 基本料金(700円) ÷ 基本水量(10㎡) = 70円

6-4. 料金体系案(パターン③-3)

■ パターン③-3によりシミュレーションした結果は以下のとおり。

口径	基本水量	基本料金 (円/月)	従量料金(円/㎥)						
			10㎥以下	11～30 ㎥	31～60 ㎥	61～ 100㎥	101～ 200㎥	201～ 300㎥	301㎥ 以上
13mm	10㎥	700	0	103	131	159	188	217	247
20mm	10㎥	730							
25mm	10㎥	950							
40mm	10㎥	4,500							
50mm	10㎥	8,000							
75mm	10㎥	16,000							
100mm	10㎥	37,000							
150mm	10㎥	103,000							
200mm以上	10㎥	126,000							

■ 水道事業経営戦略策定時の参考指標とした口径13mmで1カ月あたり20㎥を使用した場合の料金

基本料金(700円)＋従量料金(1,030円)＝**1,730円(税抜)** ※ 現行料金比(**+400円**、+30.1%)

従量料金の算出: $0円 \times 10㎥ + 103円 \times 10㎥ = 1,030円$

■ 逓増度

従量料金最高単価(247円)÷基本料金単価(70円)＝**3.5**

基本料金単価: 基本料金(700円)÷基本水量(10㎥)＝70円

6-5. 料金体系案(パターン③-4)

■ パターン③-4によりシミュレーションした結果は以下のとおり。

口径	基本水量	基本料金 (円/月)	従量料金(円/㎡)						
			10㎡以下	11～30 ㎡	31～60 ㎡	61～ 100㎡	101～ 200㎡	201～ 300㎡	301㎡ 以上
13mm	10㎡	700							
20mm	10㎡	730		103					
25mm	10㎡	950			127				
40mm	30㎡	4,500				158			
50mm	30㎡	8,000					192		
75mm	60㎡	16,000		0				223	
100mm	100㎡	37,000							260
150mm	200㎡	103,000							
200mm以上	300㎡	126,000							

■ 水道事業経営戦略策定時の参考指標とした口径13mmで1カ月あたり20㎡を使用した場合の料金

基本料金(700円)＋従量料金(1,030円)＝**1,730円(税抜)** ※ 現行料金比(**+400円**、+30.1%)

従量料金の算出: 0円 × 10㎡ + 103円 × 10㎡ = 1,030円

■ 逓増度

従量料金最高単価(260円) ÷ 基本料金単価(70円) = **3.7**

基本料金単価: 基本料金(700円) ÷ 基本水量(10㎡) = 70円

6-6. 平均使用水量における料金比較(口径別)

(1ヵ月料金 税抜)

口径	平均使用 水量 (m³)	比較用途	現行	パターン③-1			パターン③-2			パターン③-3			パターン③-4		
			料金 (円)	料金 (円)	差額 (円)	改定率	料金 (円)	差額 (円)	改定率	料金 (円)	差額 (円)	改定率	料金 (円)	差額 (円)	改定率
13mm	15	家事用	930	1,215	285	30.6%	1,275	345	37.1%	1,215	285	30.6%	1,215	285	30.6%
13mm	※1	20 家事用	1,330	1,730	400	30.1%	1,850	520	39.1%	1,730	400	30.1%	1,730	400	30.1%
13mm	※2	25 家事用	1,730	2,245	515	29.8%	2,425	695	40.2%	2,245	515	29.8%	2,245	515	29.8%
20mm	19	家事用	1,250	1,657	407	32.6%	1,765	515	41.2%	1,657	407	32.6%	1,657	407	32.6%
25mm	30	家事用	2,130	3,010	880	41.3%	3,250	1,120	52.6%	3,010	880	41.3%	3,010	880	41.3%
40mm	110	家事用	11,380	17,080	5,700	50.1%	16,800	5,420	47.6%	18,730	7,350	64.6%	16,550	5,170	45.4%
40mm	174	営業用	27,610	29,624	2,014	7.3%	28,640	1,030	3.7%	30,762	3,152	11.4%	28,838	1,228	4.4%
50mm	237	家事用	31,065	46,582	15,517	50.0%	44,720	13,655	44.0%	47,179	16,114	51.9%	45,581	14,516	46.7%
50mm	335	営業用	58,795	69,745	10,950	18.6%	66,000	7,205	12.3%	69,495	10,700	18.2%	68,730	9,935	16.9%
75mm	627	営業用	124,495	148,185	23,690	19.0%	137,110	12,615	10.1%	149,619	25,124	20.2%	148,840	24,345	19.6%
100mm	1,342	営業用	285,370	344,910	59,540	20.9%	316,160	30,790	10.8%	347,224	61,854	21.7%	349,420	64,050	22.4%
150mm	10,397	営業用	2,322,745	2,700,335	377,590	16.3%	2,446,310	123,565	5.3%	2,649,809	327,064	14.1%	2,750,520	427,775	18.4%
200mm以上	4,651	営業用	1,029,895	1,235,505	205,610	20.0%	1,126,730	96,835	9.4%	1,253,547	223,652	21.7%	1,257,260	227,365	22.1%

※1.高齢者2人世帯のモデルケース

※2.親子4人世帯のモデルケース

6-7. 各パターンの総括

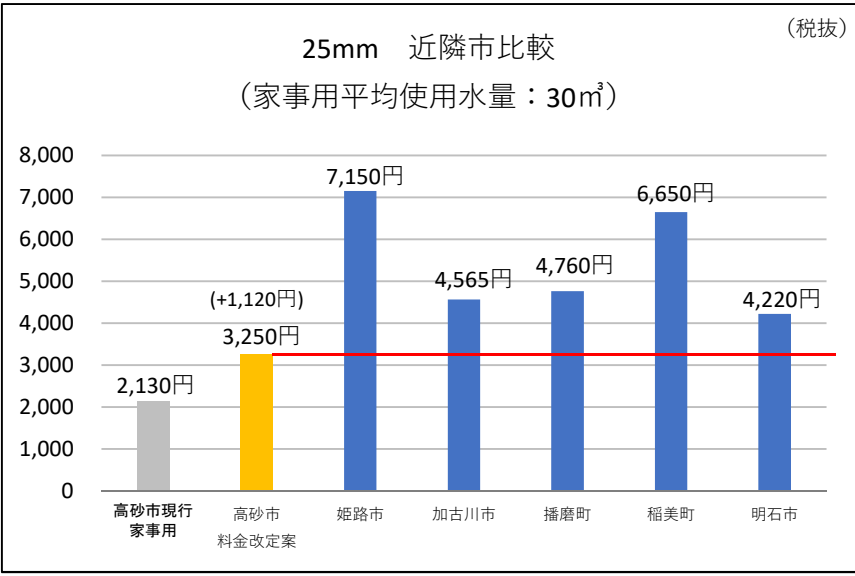
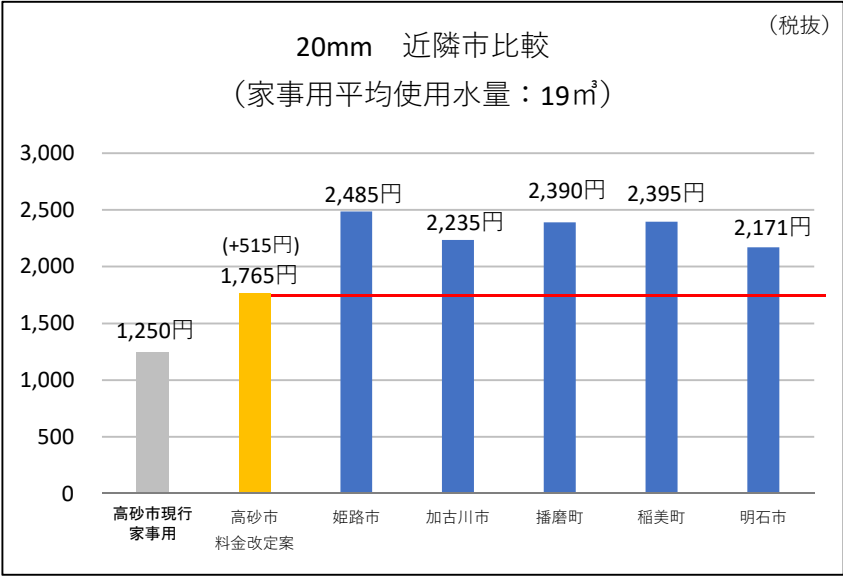
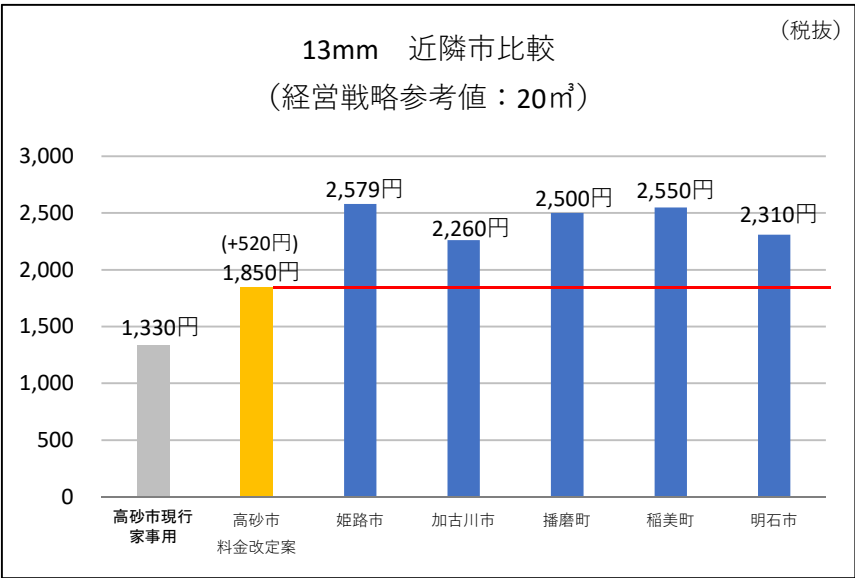
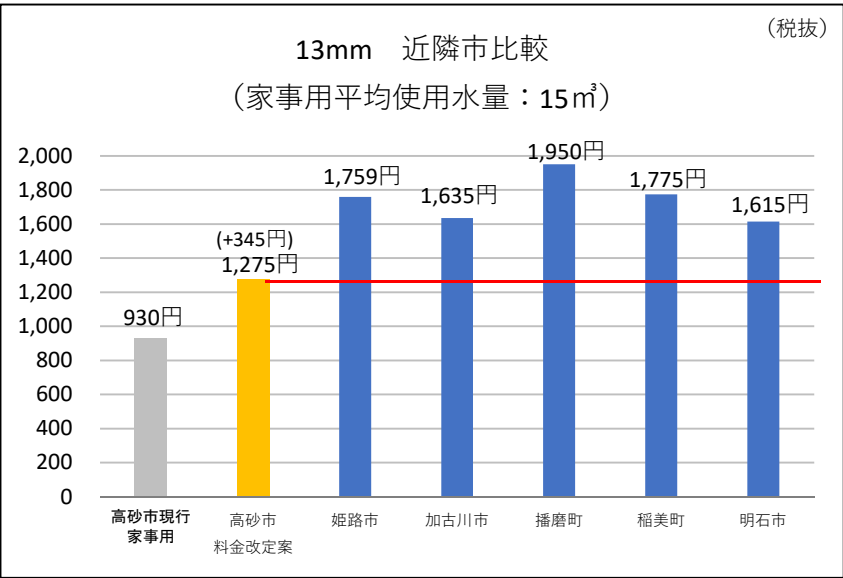
各パターンによりシミュレーションした結果は以下のとおり。

名称	項目	口径13mm/20m ³ の 家事用料金改定率 (経営戦略参考値)	口径20mm/19m ³ の 家事用料金改定率	口径50mm/335m ³ の 営業用料金改定率	口径150mm/10,397m ³ の営業用料金改定率	逡増度 (現行:4.2)
パターン③-1 〔パターン③の 水量区画を見直し〕	料金 改定率	30.1%	32.6%	18.6%	16.3%	3.6
	現行との 差額	(400円増)	(407円増)	(10,950円増)	(377,590円増)	
パターン③-2 〔パターン③-1の 逡増度を緩和〕	料金 改定率	39.1%	41.2%	12.3%	5.3%	3.3
	現行との 差額	(520円増)	(515円増)	(7,205円増)	(123,565円増)	
パターン③-3 〔パターン③-1の 基本水量を一律〕	料金 改定率	30.1%	32.6%	18.2%	14.1%	3.5
	現行との 差額	(400円増)	(407円増)	(10,700円増)	(327,064円増)	
パターン③-4 〔パターン③-1を全体 的にバランス調整〕	料金 改定率	30.1%	32.6%	16.9%	18.4%	3.7
	現行との 差額	(400円増)	(407円増)	(9,935円増)	(427,775円増)	

7. 近隣市との料金比較について

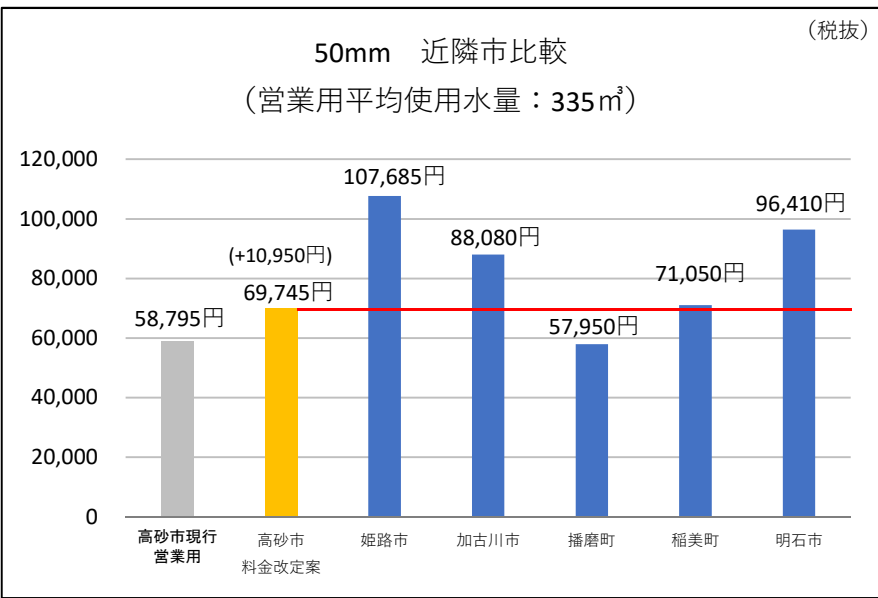
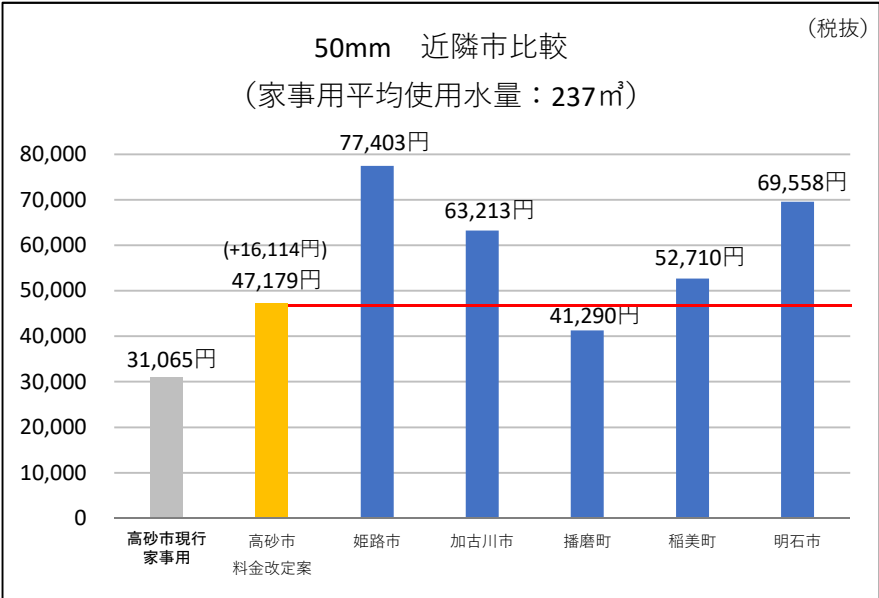
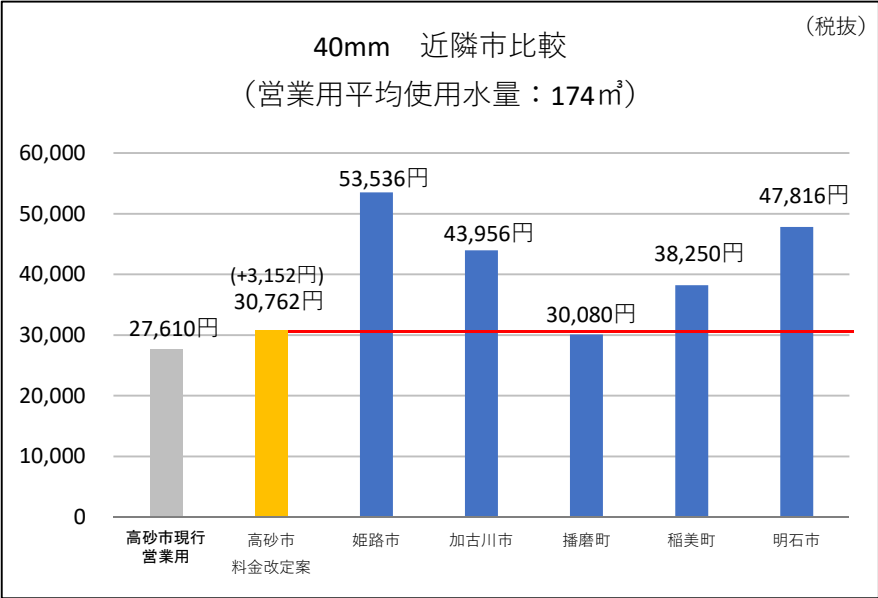
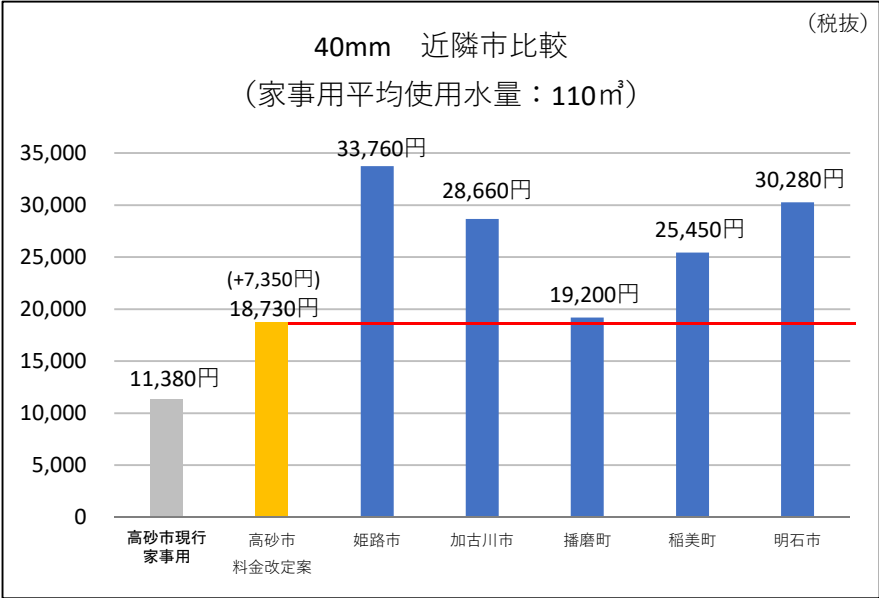
7-1. 近隣市との料金比較(13mm～25mm)

※高砂市料金改定案は各パターンの一番高い料金を反映



7-2. 近隣市との料金比較(40mm～50mm)

※高砂市料金改定案は各パターンの一番高い料金を反映



7-2. 近隣市との料金比較(75mm～200mm以上)

※高砂市料金改定案は各パターンの一番高い料金を反映

